

テロ特措法を廃止へ 海上自衛隊は撤退を

①自衛隊が米軍の戦争に協力

海上自衛隊の補給艦1隻と護衛艦1隻がインド洋で、米軍などの艦船に対して、燃料や水の補給活動を行っています。この活動は01年12月に始まり、今年で6年目を迎えました。これまでに派遣した海上自衛隊の艦船は延べ59隻、燃料補給を行った回数は769回、燃料や水の購入費は日本の負担で219億円に上ります。(07年7月26日現在)

海上自衛隊から補給をうけた艦船は、アフガニスタンでの「テロとの戦い」に参加しています。ではなぜ自衛隊が、戦争協力をすることになったのでしょうか。

③戦地派兵の道開いたテロ特措法

これまでにもPKO協力法により、戦争が終了した地域に、非軍事の復興支援をして、自衛隊を派遣することはありました。しかしテロ特措法は、米軍への戦争協力を目的として、戦争が行われている地域に、初めて自衛隊を派遣するものです。テロ特措法後、海外派兵の流れは急速に進みます。03年には、イラク特措法が成立し、陸上自衛隊600人と航空自衛隊200人が派遣されました。06年には防衛庁「省」昇格法と自衛隊法改正が成立し、海外派兵が自衛隊の主任務として位置づけられたのです。

②9.11同時多発テロ

2001年9月11日、ハイジャックされた民間航空機が、ニューヨークの世界貿易センタービルと、ワシントンの国防総省に激突し、2973人が犠牲になりました。「9.11同時多発テロ」です。ブッシュ政権はこの攻撃を、イスラム武装組織アルカイダの犯行と認定。アルカイダがアフガニスタンのタリバン政権と協力関係にあり、拠点としていたため、米国はアフガニスタン侵攻を開始しました。

米国はアフガニスタン侵攻を、個別の自衛権の行使としました。またNATOは、米国への集団的自衛権の行使として参戦しました。しかし日本は憲法上、集団的自衛権行使することはできません。そこで小泉内閣はテロ特措法を成立させ、武力行使とは一線を画した自衛隊の協力として、米軍などへの後方支援を行うことにしたのです。

④テロ特措法廃止のチャンス

7月に行われた参議院議員選挙で、民主党が第1党になりました。参議院では、民主党や社民党などの野党が多数派になったのです。これまで安倍政権は、改憲手続き法や米軍再編特措法などを、次々と強行採決してきました。しかし今後は、政府提出の法案は衆議院で可決しても、野党が多数の参議院で否決されれば成立しないのです。

テロ特措法は、11月で期限切れになります。安倍内閣は、テロ特措法を改正して、海上自衛隊のインド洋派遣を継続しようとしています。しかし民主党や社民党はテロ特措法の改正に反対です。改正案を参議院で否決できれば、自衛隊による米軍支援を合法的に終了させることができます。私たちは野党と協力して、テロ特措法改正に反対する世論を作りましょう。

どこまで続く？テロとの戦い

9.11同時多発テロは、米国が初めて受けた本国領土への攻撃でした。国中がショックに包まれる中で、ブッシュ大統領は、反米的なテロ組織やテロ支援国家を一掃する戦いを始めます。「テロとの戦い」です。01年10月にはアフガニスタンに侵攻、2か月の戦闘でタリバン政権は逃走し、米国の支援を受けたカルザイ政権が誕生しました。続いて03年3月にはイラクに侵攻し、やはり2か月ほどの戦闘でフセイン政権は崩壊しました。

ところが米軍と同盟軍はいまも、両国に15万人を超える兵士を駐留させ、戦闘を続けています。アフガニスタンではタリバン派が南部地域を中心に勢力を回復、米軍は大規模な空爆や攻撃を行っていますが、タリバンは攻勢を強めています。イラクでも米軍とイラク政府軍に対する、占領抵抗勢力の攻撃が激しさをましています。バクダッドですら、米軍は占領抵抗勢力の攻撃から身を守ることができないのです。

米国はアフガニスタンとイラクで泥沼に足を踏み入れながら、一方でイランや北朝鮮をテロ支援国家・「悪の枢軸」と呼んで対決姿勢を強めています。またパレスチナ自治区では選挙で勝利したハマスを、レバノンでも連立与党のヒズボラを、それぞれテロ組織だとして圧力をかけています。フィリピン南部では、イスラム武装勢力アブサヤフの掃討作戦に参加しています。米国の掲げた「テロとの戦い」は、いつ終わるのかまったく展望がありません。

日本は同盟国として、終わりのない「テロとの戦い」に参加し続けるのか、それとも独自の外交で国際社会の平和と安定に協力するのか——どちらかを選択しなければならないのです。

日本と「テロとの戦い」

● 01年 9月11日 10月17日 11月 2日	「9.11同時多発テロ」が発生する。 米軍がアフガニスタン侵攻を開始。 テロ特措法が成立。 海上自衛隊の補給艦と護衛艦を印度洋に派遣。
● 03年 3月20日 5月 6月 6日 8月 1日	米英軍がイラク侵攻を開始。 ブッシュ大統領の呼びかけた、大量破壊兵器の拡散に対する安全保障構想(PSI)に参加表明。以後、海上阻止訓練に自衛隊や海上保安庁が参加。 有事3法が成立。 イラク特措法が成立。
● 04年 1月 6月14日	イラク派兵が始まる。陸上自衛隊600人と航空自衛隊200人を派遣。 有事関連7法が成立
● 05年 5月	タイで開かれた多国間軍事演習「コブラ・ゴールド」に自衛隊が初参加。
● 06年 5月 1日	在日米軍再編で最終合意。「再編実施のためのロードマップ」を発表。

6月29日

日米首脳会談で「新世紀の日米同盟」を発表。

12月

防衛庁「省」昇格法が成立。海外活動を自衛隊の本来任務に格上げ。

● 07年
3月31日

日豪首脳会談で「安全保障協力に関する日豪共同宣言」を発表。対テロ戦争での日豪協力を約束。

5月22日

米軍再編特措法が成立。

フォーラム平和・人権・環境

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11

総評会館1階

電話 03-5289-8222 FAX 03-5289-8223

ホームページ www.peace-forum.com

取り扱い団体

ここが問題!! アフガン侵攻・テロ特措法

問題点 1

アフガン侵攻は国際法違反

米軍のアフガニスタン侵攻は、「9.11同時多発テロ」に対する、米国の個別的自衛権の行使として行われました。しかし米国がテロの実行犯と認定したのはアルカイダであり、アフガニスタン政府ではありませんでした。テロの実行犯が国内に潜伏しているだけでアフガニスタンを攻撃することには、国際法上の根拠がありません。

そもそもアルカイダは、武装組織ではあっても国家ではありません。米国は「9.11同時多発テロ」を「戦争」としましたが、「戦争」は国家と国家の争いです。「9.11同時多発テロ」がアルカイダの犯行とすれば、どんなに犠牲が大きくても「戦争」ではなく「犯罪」です。テロリストの「犯罪」に対しては、関係国の警察が協力して犯人を逮捕するのが、国際的な取り決めです。「犯罪」に対して自衛権を発動し軍事力を行使することを、国際法は認めていません。米国のアフガニスタン侵攻の方が、国際法に違反する行為なのです。

問題点 2

米国は内政干渉

米軍の攻撃で政権を追われたタリバン派が、南部地域で勢力を回復しています。現在のアフガニスタンは、米国の支援で成立したカルザイ現政権派とタリバン前政権派の内戦状態です。米軍によるタリバン攻撃は、内戦の一方の当事者を支援することで内政干渉になります。

現在の国際法は、内政干渉や内戦への介入を禁じていますから、この点からも、米国の行為は国際法に違反します。

問題点 3

多数の民間人犠牲

米軍などの攻撃で、多数の民間人が犠牲になっています。国際法は戦争に際して、軍人と民間人を明確に区別すること、民間人を保護しなければいけないことを定めています。親米派のカルザイ大統領も、米軍を非難しています。

報道機関が伝えるアフガン

アフガン大統領、NATO・米軍の「無差別」作戦を非難

アフガニスタンに展開する北大西洋条約機構(NATO)軍主導の国際治安支援部隊(ISAF)および米軍主導の多国籍軍による作戦により、過去1週間で民間人約90人が死亡したことに対し、ハミド・カルザイ大統領は23日、作戦行動が「無差別で正確性に欠ける」と厳しく非難した。

厳しい表情のカルザイ大統領は、南部ウルズガン州での3日間の戦闘で民間人52人が死亡したことに触れ、「以前から言っているように、戦闘で民間人が犠牲になることは受け入れられない。これ以上の犠牲は容認できない」と記者団に語った。

同大統領はまた、22日早朝に南部ヘルマンド州でISAFが行った作戦で女性9人、子供3人を含む25人が死亡したことにも言及。民間人の被害を食い止めるため、ISAFと多国籍軍にアフガン政府と連携するよう「繰り返し求めてきたが無視され続けた」と語り、「今後は、わが國の方針に従い両軍が作戦を行うよう断固要求する」と述べた。

非政府組織(NGO)の連絡会議は前週、今年に入りISAFと多国籍軍などによる攻撃で民間人250人近くが犠牲になったと発表している。(以下略)

● AFP通信 07年06月24日



●民家を捜索する米軍兵士（米陸軍のホームページより）

問題点 4

自衛隊は憲法と国際法に違反

テロ特措法は自衛隊の活動を、「武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつてはならない」としています。

しかし、海上自衛隊による米軍などの艦船への補給活動は、国際法上は戦争行為です。補給活動が憲法に違反することは明らかです。

また先に見たように米国の侵攻は自衛権の行使ではなく、国際法と国連憲章が禁止している違法な戦争です。ですから、米国の戦争に協力している日本の活動も、国際法違反です。

問題点 5

シビリアンコントロールの欠如

テロ特措法では、自衛隊の活動（対応措置）について総理が基本計画を定め、内閣が決定することになっています。しかし国会には、対応措置が開始された日から20日以内に付議し、承認を求めるとしているだけです。

自衛隊の海外活動に対して、国会は事後承認だけなのです。また補給先の艦船の国籍や燃料の量などは国会に報告されていますが、艦船名称やその艦船がどのような任務についているかの報告はありません。自衛隊が燃料を供給した艦船がイラク戦争に参加している可能性もあります。自衛隊の戦地活動に関して、国会のシビリアンコントロールは、まったく行われていないのです。

テロ特措法の内容

①協力支援活動

- 米軍などに対する物資・役務の提供、便宜の供与
⇒海上自衛隊が米軍などの艦船に、燃料の補給活動を行っている。

②捜索救助活動

- 米軍などの兵士が遭難した場合の、捜索・救助を
⇒現在まで、実施されていない。

③被災民救援活動

- 住民のための生活関連物資の輸送や医療支援など。
⇒活動初期に、艦船や輸送機によって実施された。

④その他の必要な措置

問題点 6

法を破りイラク侵攻にも協力

海上自衛隊の補給艦が燃料を提供するのは、アフガニスタンでのテロとの戦いに従軍する艦船に限定されています。ところがイラク侵攻に参加した空母キティーホークが、間接的に海上自衛隊から燃料補給を受けていたことが明らかになりました。海上自衛隊の補給艦が2月25日に米海軍の補給艦に22万ガロンの燃料を提供、この米海軍補給艦が同じ日にキティーホークに80万ガロンの燃料を補給したのです。

防衛庁は、海上自衛隊から間接補給を受けた時点で、キティーホークはアフガニスタンでのテロとの戦いに従事しており、テロ特措法上の問題なかったとしています。しかしキティーホークがイラク侵攻のためにペルシャ湾に向かう途中であり、テロ特措法に違反していたことは明らかです。しかしこうした情報も、国会では十分に公開されることはありませんでした。

海上自衛隊による米同盟軍支援の実態

出動した艦船の数	59隻（延べ） 補給艦19隻 護衛艦40隻
補給回数	燃料 769回（48万㎘）
補給先	11か国
補給物資の総額	219億円
上記は07年7月24日現在	



●海自補給艦と米補給艦（海上自衛隊のホームページより）